

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法に基づく指定医療機関の指定</li> <li>・生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出</li> <li>・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出</li> <li>・生活保護法に基づく指定介護機関の指定</li> <li>・生活保護法に基づく指定施術機関の指定</li> <li>・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止の届出</li> </ul> <p>○長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の区域変更（2件）</li> <li>・道路の供用開始</li> <li>・一般競争入札の参加者の資格等（2件）</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>福 祉 保 健 課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>経 営 支 援 課</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>〃</p> <p>警 察 本 部 会 計 課</p>
<p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定計量器定期検査の実施</li> <li>・測量の実施（2件）</li> <li>・測量の終了</li> <li>・一般競争入札の実施（2件）</li> </ul>	<p>計 量 検 定 所</p> <p>建 設 企 画 課</p> <p>〃</p> <p>警 察 本 部 会 計 課</p>
<p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車監視員資格者講習の実施</li> </ul>	<p>交 通 指 導 課</p>

## 告 示

### 長崎県告示第384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日	有 効 期 間
スカイ薬局	株式会社サンアイライ フ 代表取締役 三井 所 大地	長崎県西彼杵郡時津町浦郷443 - 8	令和2年5月1日	令和8年4月30日
きのした眼科	木下 博文	長崎県西彼杵郡長与町高田郷13 - 1	令和2年5月1日	令和8年4月30日

訪問看護ステーション バルーン	合同会社 陽光 代表 田中 耕太郎	長崎県諫早市幸町41番17号	令和2年1月1日	令和7年12月31日
慈恵病院訪問看護ス テーション	医療法人社団淳生会 理事長 松本 卓郎	長崎県諫早市多良見町化屋995 番地	令和2年5月1日	令和8年4月30日
クオール薬局 小浜店	クオール株式会社 代 表取締役 荒木 勲	長崎県雲仙市小浜町マリーナ3 -2	令和2年3月1日	令和8年2月28日
雲仙・南島原保健組合 公立新小浜病院	雲仙・南島原保健組合 管理者 金澤 秀三郎	長崎県雲仙市小浜町マリーナ3 番地2	令和2年3月1日	令和8年2月28日
鶴田歯科医院	医療法人 良陽会 理 事長 鶴田 博文	長崎県雲仙市愛野町乙485-1	令和2年4月1日	令和8年3月31日
ながよ駅前薬局	NEファーマ合同会社 代表社員 長澤 祐子	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷 2026-3-101	令和2年5月1日	令和8年4月14日
あさひ調剤薬局	株式会社国見ファーマ シー 代表取締役 野 口 大之	長崎県雲仙市国見町神代己256 -1	令和2年4月1日	令和8年3月31日
うおのめ薬局	株式会社 久薬 代表 取締役 濱崎 和久	長崎県南松浦郡新上五島町榎津 郷215	令和2年5月1日	令和8年4月30日
新上五島町立 若松歯 科診療所	新上五島町長	長崎県南松浦郡新上五島町若松 郷160番地36	令和2年3月17日	令和8年3月16日

**長崎県告示第385号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

(休 止)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人 須山医院	医療法人 須山医院 理 事長 須山 洋之	長崎県西海市大島町1895番地	令和2年4月1日

**長崎県告示第386号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃 止 年 月 日
壱岐市国民健康保険 勝本 診療所	壱岐市長	長崎県壱岐市勝本町仲触1989番地	令和2年3月31日
壱岐市原島診療所	壱岐市長	長崎県壱岐市郷ノ浦町原島296番地2	令和2年4月1日

アマコ歯科医院	尼子 直喜	長崎県老崎市勝本町勝本浦177	令和2年3月31日
原田薬局多良見店	株式会社 健聖舎 代表取締役 原田 聖子	長崎県諫早市多良見町化屋1811-2	令和2年3月31日
クオール薬局 小浜店	クオール株式会社 代表取締役 荒木 勲	長崎県雲仙市小浜町南本町105-1	令和2年2月29日
公立新小浜病院	雲仙・南島原保健組合 管理者 金澤 秀三郎	長崎県雲仙市小浜町南本町93番地	令和2年2月29日
せさみ調剤薬局	柿森 務	長崎県西彼杵郡長与町高田郷3618	令和2年4月14日

**長崎県告示第387号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
訪問看護ステーション秋櫻	長崎県大村市諏訪2丁目576番地4	特定非営利活動法人こすもすケアセンター 理事長 石田 一美	長崎県大村市諏訪2丁目576番地4	介護予防訪問看護	令和2年5月1日
医療法人一省會長崎医院	長崎県大村市寿古町767番地	医療法人 一省会 理事長 長崎 省吾	長崎県大村市寿古町767番地	訪問看護 居宅療養管理指導 短期入所療養介護 介護療養型医療施設 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導 介護予防短期入所療養介護	令和2年2月3日

**長崎県告示第388号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	松尾 佳祐	大村市水主町1丁目978番地1 アルファスマート大村Ⅱ903号			令和2年4月1日

はり・きゅう	松尾 佳祐	大村市水主町1丁目 978番地1 アルファ スマート大村II903号			令和2年4月1日
--------	-------	--	--	--	----------

**長崎県告示第389号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

（廃 止）

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	笹田 真奈美	長崎県諫早市小船越 町1017-5 コーポ NEW101号			令和2年4月15日

**長崎県告示第390号**

長崎県中小企業対策資金貸付要綱（平成15年長崎県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和2年5月1日から適用する。ただし、この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表（第3条関係） (1) 経営安定対策貸付 ア 経営安定資金（長期）		別表（第3条関係） (1) 経営安定対策貸付 ア 経営安定資金（長期）	
項目	内容	項目	内容
略		略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合	申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合
イ 経営安定資金（短期）		イ 経営安定資金（短期）	
項目	内容	項目	内容
略		略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、み	申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、み

ずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合
--

ずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合
---

ウ 経営安定資金（長期設備）

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合
取扱期間	平成25年4月1日から令和4年3月31日の保証承諾分まで

ウ 経営安定資金（長期設備）

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合
取扱期間	平成25年4月1日から平成34年3月31日の保証承諾分まで

エ 経営安定資金（経営力強化）

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合
略	

エ 経営安定資金（経営力強化）

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合
略	

(2) 小規模企業者等対策貸付

ア 小規模企業者支援資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

(2) 小規模企業者等対策貸付

ア 小規模企業者支援資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

イ 下請企業・協同組合振興資金

イ 下請企業・協同組合振興資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合

(3) 緊急資金繰り対策貸付

ア 緊急資金繰り支援資金

項目	内容
略	
融資限度額	融資対象(1)及び(2)は融資対象毎に3,000万円、融資対象(3)は1億円。 ただし、融資対象(1)については、債権額を限度とし、融資対象(3)については、 <u>法第2条第5項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で1億円、法第2条第6項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で2億8千万円を限度とする。</u>
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、 <u>長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</u>

イ 緊急資金繰り支援資金（新型コロナウイルス感染症対応）

項目	内容
融資目的	<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業者に対し円滑な資金供給を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする。</u>
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、 <u>県税を完納している中小企業者（注1）のうち、次のいずれかの認定を受けた者</u> (1) <u>法第2条第5項第4号の規定に</u>

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合

(3) 緊急資金繰り対策貸付

ア 緊急資金繰り支援資金

項目	内容
略	
融資限度額	融資対象(1)及び(2)は融資対象毎に3,000万円、融資対象(3)は1億円。 ただし、融資対象(1)については、債権額を限度とし、融資対象(3)については、 <u>中小企業信用保険法第2条第6項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で2億8千万円を限度とする。</u>
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、 <u>長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</u>

	<p>よる認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注2）</p> <p>(2) 法第2条第5項第5号の規定による認定（注2）（注3）</p> <p>(3) 法第2条第6項の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注2）（注4）</p> <p>（注1）新型コロナウイルス感染症の影響を原因として徴収猶予または分割納付の決定を受けた場合を除く。</p> <p>（注2）法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。</p> <p>（注3）売上高等の減少を要因としないものを除く。</p> <p>（注4）本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日付け20171023中庁第1号）を適用しないものとする。</p>
資金使途	経営の安定に必要な運転資金、設備資金
融資限度額	3,000万円
金利	<p>年1.30%</p> <p>ただし、貸付から3年の間に生じる利子については別途定める方法により補給を行うものとする。</p>
融資期間	<p>運転資金10年以内（うち据置5年以内）</p> <p>設備資金10年以内（うち据置5年以内）</p>
償還方法	原則として均等分割弁済とする。ただし、保証期間が1年以内の場合は一括弁済でも差し支えないものとする。
担保・保証人	<p>(1) 担保：無担保とする。（注5）</p> <p>(2) 保証人：原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。</p> <p>（注5）既設定根抵当権を除く。</p>
保証料	<p>0.85%</p> <p>ただし、本制度における経営者保証免除対応（注6）を適用する場合は、0.2%を上乗せする。</p> <p>また、融資対象(1)～(3)の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの、及び融資対象(2)の認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者であるものについては全額を国が補助し、それ以外のものについては2分の1を国が補助する。</p>

	<p>なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助対象外とする。</p> <p>(注6) 本制度において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除する。</p> <p>①直近の決算書が資産超過であること。</p> <p>②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。</p>
期中管理	<p>取扱金融機関は、据置期間が1年を超える場合、据置期間中モニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、報告について、令和2年12月31日までは当該報告を猶予することができる。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。</p>
借換特則	<p>借換保証制度要綱（平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号）の定めにかかわらず、次の(1)又は(2)の保証を責任共有制度の対象外（100%保証）となる本制度の保証で借換えることができるものとする。</p> <p>(1) 令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証</p> <p>(2) 責任共有制度の対象となる本制度の保証</p>
申込方法	<p>取扱金融機関又は保証協会が定める方法</p> <p>ただし、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書を添付するものとする。</p>
申込先	<p>保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信</p>

	用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合
取扱期間	令和2年5月1日から令和2年12月31日までに保証申込を受付し、かつ、令和3年1月31日までに貸付実行された分まで
備考	当資金は国による信用保証料・利子の補助対象となる「新型コロナウイルス感染症対応資金」に該当する。

(4) 特別対策貸付

ア 再生支援資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

イ 地域産業支援資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

ウ 地方創生推進資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合
略	

エ 創業バックアップ資金

項目	内容
略	

(4) 特別対策貸付

ア 再生支援資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

イ 地域産業支援資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

ウ 地方創生推進資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合
略	

エ 創業バックアップ資金

項目	内容
略	

<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">申込先</td> <td>保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</td> </tr> </table> <p>オ 事業承継資金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申込先</td> <td>保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</td> </tr> </tbody> </table>	申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合	項目	内容	略		申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">申込先</td> <td>保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</td> </tr> </table> <p>オ 事業承継資金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申込先</td> <td>保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</td> </tr> </tbody> </table>	申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合	項目	内容	略		申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合																
項目	内容																
略																	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合																
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合																
項目	内容																
略																	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合																

**長崎県告示第391号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道  
 路線名 佐々鹿町江迎線  
 道路の区域

区 間	区域変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市鹿町町下歌ヶ浦527番41地先から 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦949番3地先まで	前	10.3~13.9	18.9	
	後	16.0~28.3	18.9	

**長崎県告示第392号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道  
 路線名 巖原豆酩美津島線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市厳原町尾浦字家ノ厩167番20地先から 対馬市厳原町尾浦字家ノ厩167番11地先まで	前	35.8～53.3	40.6	
	後	35.9～53.7	40.6	

**長崎県告示第393号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 厳原豆殿美津島線	対馬市厳原町尾浦字家ノ厩167番20地先から 対馬市厳原町尾浦字家ノ厩167番18地先まで	令和2年5月22日

**長崎県告示第394号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

1 購入する物品の種類

購入する物品の種類（数量は年間購入予定数量）は次のとおりとする。

品目	規格	予定数量
男性警察官用冬服上衣	仕様書のとおり	200着
男性警察官用冬服ズボン		200本
男性警察官用冬服ズボン（アジャスター付き）		140本
男性警察官用冬活動服		190着
女性警察官用冬服上衣		60着
女性警察官用冬ベスト		30着
女性警察官用冬ズボン		60本
女性警察官用冬服ズボン（アジャスター付き）		20本
女性警察官用冬活動服		30着
男性警察官用合服上衣		140着
男性警察官用合服ズボン		230本
男性警察官用合服ズボン（アジャスター付き）		160本
男性警察官用合活動服		190着
女性警察官用合服上衣		60着
女性警察官用合ベスト		30着
女性警察官用合ズボン		70本
女性警察官用合ズボン（アジャスター付き）		20本

女性警察官用合活動服

40着

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものとする。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札日までの間において長崎県から指名停止の措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札日までの間において長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の時期

この告示の日から令和2年6月22日までとする。

## (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

## (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

## ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

## イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）

シ その他知事が必要と認める書類

## (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

## (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住所〕〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<http://treasury.pref.nagasaki.jp/>

#### 4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

#### 5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日という。」）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。

#### 6 申請書等の様式

3の(2)、3の(3)の(3)からサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

#### 7 資格の有効期間及び更新手続

##### (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年9月30日までとする。

##### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

#### 8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

##### (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 長崎県告示第395号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 特定役務の種類

特定役務の種類は、次のとおりとする。

警察用船舶「たいしゅう」船舶定期検査整備

#### 2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しないものとする。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) この告示の日から開札日までの間において長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
  - (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期  
この告示の日から令和2年6月5日までとする。
  - (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
  - (3) 申請書の提出方法  
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
    - ア 法人にあつては、次の(イ)及び(イ)
    - イ 登記簿謄本
    - ロ 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
    - イ 個人にあつては、次の(イ)、(ロ)及び(ウ)
    - イ 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - ロ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
    - ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
    - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
    - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
    - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
    - カ 印鑑届（様式第2号）
    - キ 口座振替申込書（様式第3号）
    - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
    - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
    - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
    - サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）
    - シ その他知事が必要と認める書類
  - (4) 申請書等の作成に用いる言語
    - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
    - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
  - (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先  
〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1  
〔名称〕長崎県出納局物品管理室  
〔電話〕095-895-2884  
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告  
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行

政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

#### 7 資格の有効期間及び更新手続

##### (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年9月30日までとする。

##### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

#### 8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

##### (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 公 告

### 特定計量器定期検査の実施（公告）

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時

五島市

検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
集合検査	川原地区	岐宿町公民館川原分館	6月17日	9時30分から10時30分まで
	山内地区	岐宿町公民館山内分館		11時15分から12時まで
	岐宿地区	福江島開発総合センター		13時から14時まで
同 上	崎山地区	五島市役所崎山出張所	6月18日	10時から11時30分まで
	本山地区	五島市役所本山出張所		13時から14時まで
	大浜地区	五島市役所大浜出張所		14時30分から15時まで
同 上	荒川地区	荒川集会場	6月19日	9時30分から10時30分まで
	玉之浦地区	玉之浦町公民館		11時から12時まで

同 上	黒瀬地区	五島漁業協同組合黒瀬支所	6月23日	9時30分から10時まで
	富江地区	五島市役所富江支所		11時から12時まで 13時から14時30分まで
同 上	三井楽地区	三井楽町公民館	6月24日	10時から12時まで 13時から14時30分まで
同 上	福江地区	五島市役所	6月25日	9時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	福江地区	五島市役所	6月26日	9時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	奈留地区	奈留離島開発総合センター	6月30日	10時から12時まで 13時から14時まで
同 上	久賀地区	五島市役所久賀出張所	7月1日	10時から10時30分まで
		蕨簡易郵便局		11時から11時15分まで
	奥浦地区	五島市役所奥浦出張所		14時から15時まで
同 上	枕島地区	五島市役所枕島出張所	7月2日	10時から10時15分まで
		伊福貴住民センター		10時45分から11時まで
	黄島地区	黄島住民センター		11時45分から12時まで
	五島市全地区	五島市役所		14時から15時まで
所在場所 検査	計量器の所在の場所		6月16日から 7月3日まで 土曜・日曜は 除く	10時から12時まで 13時から17時まで

- 2 検査の対象となる特定計量器  
取引又は証明に使用する特定計量器
- 3 検査の実施機関  
指定定期検査機関 (一社) 長崎県計量協会

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
大村市 西部町	令和2年6月1日から 令和2年11月20日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、時津町長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西彼杵郡 時津町 浜田郷	令和2年5月8日から 令和2年8月10日まで

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、九州地方整備局九州技術事務所長から公共測量（航空レーザー測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県内の直轄国道	令和2年3月31日

**一般競争入札の実施（公告）**

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

(1) 購入する物品の品名及び数量

品目	規格	予定数量
男性警察官用冬服上衣	仕様書のとおり	200着
男性警察官用冬服ズボン		200本
男性警察官用冬服ズボン（アジャスター付き）		140本
男性警察官用冬活動服		190着
女性警察官用冬服上衣		60着
女性警察官用冬ベスト		30着
女性警察官用冬ズボン		60本
女性警察官用冬服ズボン（アジャスター付き）		20本
女性警察官用冬活動服		30着
男性警察官用合服上衣		140着
男性警察官用合服ズボン		230本
男性警察官用合服ズボン（アジャスター付き）		160本
男性警察官用合活動服		190着
女性警察官用合服上衣		60着
女性警察官用合ベスト		30着
女性警察官用合ズボン		70本
女性警察官用合ズボン（アジャスター付き）		20本
女性警察官用合活動服		40着

- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期間  
契約締結日から令和3年3月31日
  - (4) 納入場所  
長崎県警察本部警務部装備施設課で検収後、指定所属へ送付
  - (5) 入札の方法  
入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書の品名ごとに消費税抜き  
の価格相当額（単価）を入札書に記載すること。  
また、1年間の納入実績が入札書様式に記載されているそれぞれの品目の予定数量とした場合の入札総価格  
（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）を入札書に記載すること。  
なお、消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。この場合において、円未満の端数が生じ  
た場合は切り捨てるものとする。
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当  
しない者であること。  
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第  
1号の規定に該当しないものとする。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める  
期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者で  
ないこと。
  - (3) 物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約  
に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法につい  
て定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和2年長崎県告示第394号）の規定による資格を開札日現在  
で有している者であること。
  - (4) この公告の日から8の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けるこ  
とが明らかである者でないこと。
  - (5) この公告の日から8の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事  
務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」とい  
う。）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項  
を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号  
（名称）長崎県出納局物品管理室  
（電話）095-895-2884  
（提出期限）令和2年6月22日（月）
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等  
（名称）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）  
（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号  
（電話）095-820-0110（内線2232）
- 5 契約条項を示す場所  
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書によるものとする。
  - (2) 入札説明書の交付期間は、この公告の日から令和2年6月29日（月）17時00分まで（長崎県の休日を定め  
る条例（平成元年長崎県条例第43号）に定める休日を除く。）とする。
  - (3) 入札説明書の交付場所は、4の部局等とする。
  - (4) 入札説明会は行わない。

- 7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 8 開札の日時及び場所  
(日時) 令和2年7月2日(木)14時00分  
(場所) 長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部3階入札室  
開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。  
郵送による場合の入札書の受領期限等  
(受領期限) 令和2年7月1日(水)17時00分  
(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)  
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内に必着のこと。
- 9 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
免除とする。
  - (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
    - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出した場合
    - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出した場合
- 10 入札の無効  
次の入札は、無効とする。  
なお、次の(1)~(8)により無効の入札を行った者は、再度の入札に加わることはできない。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - (2) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をしたとき。
  - (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
  - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
  - (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。
  - (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
  - (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
  - (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 11 落札者の決定方法
  - (1) すべての入札単価が長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成されたそれぞれの予定単価の制限の範囲内での入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格(各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を契約の相手方とする。
  - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 12 落札決定の取消
  - (1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止の措置を受けた場合又は受ける

ことが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

- (2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

### 13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他詳細は、入札説明書による。

### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Men's Police winter jackets and another seventeen
- (2) The term of contract:  
As shown in the specification document
- (3) Place of delivery:  
As shown in the specification document
- (4) Time-limit for the submission of tender:  
PM5:00 July 1, 2020
- (5) Date and time for the opening of tender:  
PM2:00 July 2, 2020
- (6) Point of contact:  
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan  
Finance Division  
Police Administration Department  
Nagasaki Prefectural Police  
Tel 095-820-0110 ext 2232

#### 一般競争入札の実施（公告）

警察用船舶の船舶定期検査整備について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年5月22日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
警察用船舶「たいしゅう」船舶定期検査整備
- (2) 整備の内容  
警察用船舶「たいしゅう」船舶定期検査整備仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期間  
令和2年7月13日から令和2年8月28日まで（47日間）
- (4) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める

期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和2年長崎県告示395号）に示した入札の参加審査を受け、船舶修理に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。
  - (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
- （名称）長崎県出納局物品管理室
- （電話）095-895-2884
- （提出期限）令和2年6月5日
- 4 入札参加条件
- (1) 当該整備の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。
  - (2) 当該整備の「仕様書」の内容の全部又は主体部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者。
  - (3) 当該整備については、日本国内において実施すること。
- 5 当該整備契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- （名称）長崎県警察本部警務部会計課（契約係）
- （住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- （電話）095-820-0110 内線2235
- 6 現場説明会
- (1) 令和2年5月29日 11時00分
  - (2) 長崎市多以良町1557-4 長崎県総合水産試験場前棧橋
- 7 契約条項を示す場所
- 5の部局等とする。
- 8 入札説明書の交付方法
- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
  - (2) 入札説明書の配布期間は、この公告の日から令和2年7月1日17時00分まで（県の休日を除く。）とする。
  - (3) 入札説明書の配布場所は、5の部局等とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等
- (1) 場所 長崎県警察本部内会議室
  - (2) 期日 令和2年7月2日 13時30分開始
- 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 郵送による場合の入札書の受領期限等
- (1) 受領期限 令和2年7月1日 午後5時00分必着
  - (2) 提出先 長崎県警察本部警務部会計課契約係
  - (3) その他 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

13 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

14 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提出しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 落札決定の取消

(1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

## 17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続きの停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きが停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

## 18 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Police vessel 'TAISHU' periodical inspection 1 set
- (2) Fulfillment Period:  
July 13, 2020 through August 28, 2020
- (3) Time-limit for the submission of tender:  
5:00 pm. July 1, 2020
- (4) Date and time for the opening of tender:  
1:30 pm. July 2, 2020
- (5) Contact point for the notice:  
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan  
Finance Division  
Police Administration Department  
Nagasaki Prefectural Police  
Tel 095-820-0110 ext 2235

---

## 公安委員会告示

---

### 長崎県公安委員会告示第13号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イの規定に基づく駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を実施するので、確認事務の委託に関する事務取扱規則（平成17年長崎県公安委員会規則第12号）第12条の規定により、次のように公示する。

令和2年5月22日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

## 1 実施期日

- (1) 講習  
令和2年6月30日（火）及び同年7月1日（水）の午前9時から午後5時10分までの間
- (2) 修了考査  
令和2年7月15日（水）午前9時30分から午前10時30分までの間

## 2 実施場所

- (1) 講習  
長崎県長崎市尾上町3番3号  
長崎県警察本部3階 第2会議室
- (2) 修了考査  
長崎県長崎市尾上町3番3号  
長崎県警察本部3階 第2会議室

## 3 受講定員

5人

## 4 受講手続に関する事項

- (1) 受講申込みの受付期間  
令和2年6月1日（月）から同月16日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後0時

まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、受講申込みの受付は先着順とし、受講定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(2) 提出書類等

- ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通  
 イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したもの）1枚  
 ウ 講習手数料20,000円（受講申込みの際に長崎県収入証紙により納付すること。なお、受講申込みの受付後は、手数料は返還しない。）

(3) 申込書の配布場所、提出先及び提出方法

ア 配布場所

長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室（所在地は5(6)参照）又は長崎県内の各警察署の交通課若しくは地域交通課

イ 提出先

前記アに同じ。

ウ 提出方法

前記(2)の提出書類等に必要事項を記載し、受講者本人が申し込むこと。ただし、郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が申込みを行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

(4) 申込み時の受講者確認

受講者本人確認のため、運転免許証又は写真付き身分証明書を持参すること。

なお、代理人が申込みを行う場合は、受講者本人の運転免許証又は写真付き身分証明書の写しを持参すること。

5 その他

- (1) 講習の受付時間は、両日とも午前8時30分から午前8時50分までとする。  
 (2) 修了考査の受付時間は、午前9時から午前9時20分までとする。  
 (3) 修了考査の終了後、合格発表及び合格者に対する駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を行う。  
 (4) 講習と併せて、法第51条の13第1項第1号ロの規定に基づく認定の審査も受け付けるので、希望する者は下記(6)の問合せ先に問い合わせること。  
 (5) 講習の資格要件  
 講習を受講し、その課程を修了しても法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。  
 (6) 問合せ先  
 長崎県長崎市尾上町3番3号  
 長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室  
 電話 095-820-0110 内線 5261～5265（平日午前9時から午後5時45分までの間）

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
(八九五)  
二一  
二二  
四一

印刷所

長崎県  
長崎市  
権島町八番十二号

株式会社  
寺ク  
イ  
田ク  
ブ  
宏  
リン  
ン  
弥ト